別表第８

表

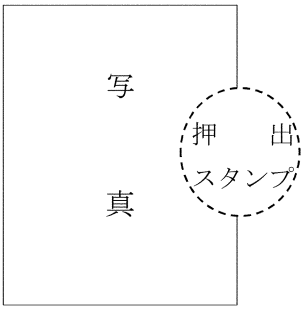
第　　号

文化財保護法第186条第１項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第38条第１項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第186条第２項において準用する同法第39条第２項の規定による証票

年　　月　　日発行

都道府県教育委員会　印

文化財保護法第186条第１項の規定による委託に基づく同法第38条第１項の規定による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該国宝の管理の責めに任ずべき者




公職氏名

年　　月　　日生

記載上の注意　当該都道府県が文化財保護法第53条の８第１項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。